

令和8年度

勝浦町簡易水道坂本地区変更認可設計業務

業務委託仕様書

勝 浦 町

業務委託仕様書

第1章 総則

1. この仕様書は、勝浦町（以下「発注者」という。）が発注する水道事業認可設計委託業務に適用する。
2. 委託契約書、本仕様書に記載なき事項については、「共通仕様書」「水道施設設計業務委託標準仕様書」などに準じるものとする。
3. 仕様書、示方書、設計指針などは最新のものを使用することを基本とする。
4. 仕様書、図面などの間に相違がある場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

（業務の目的）

この業務は、勝浦町坂本地区の浄水方法変更に伴い水道事業経営認可の変更届出に必要な書類の作成および申請の支援を行うことを目的とする。

（業務の名称）

令和8年度 勝浦町簡易水道坂本地区変更認可設計業務

（業務の場所）

徳島県勝浦郡勝浦町

（業務の履行期間）

契約締結日の翌日から令和8年11月13日まで

第2章 設計業務一般

(一般事項)

設計は、発注者の指示する設計要領、設計図書に基づき、実施設計に必要な図書の一切を作成するものとし、発注者と緊密な連絡を取り業務を遂行すること。

(基準等)

本業務の実施にあたっては、以下の法令、基準等を適用するものとする。

- ・ 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
- ・ 水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)
- ・ 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)
- ・ 水道事業経営変更認可申請の手引き(厚生労働省)
- ・ 水道施設設計指針(日本水道協会)
- ・ 水道施設耐震工法指針(日本水道協会)
- ・ その他関係法令及び基準

(設計の資料)

受注者は、設計の計算根拠、資料などは全て明確にし、整理して監督員に提出しなければならない。

(参考資料の貸与)

発注者は、業務に必要な既存水道事業認可書類一式、水道施設台帳、水道事業基本計画書、その他必要な資料を所定の手続きによって貸与する。また、必要に応じて、参考設計図及び設計書標準様式を貸与する。

原則として、初回の打合せ時に一括して貸与するものとする。発注者から請求があった場合は、速やかに返却すること。また、業務完了時に返却しなければならない。

(参考文献などの明記)

受注者は、業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献及び資料名を明記しなければならない。

受注者は、成果物について第三者の権利を侵害してはならない。

(記録簿)

受注者は、打合せ内容を記録すること。特に指示がない場合は、任意の様式でかまわない。

第3章 設計業務

(業務内容)

水道法に基づき浄水方法の変更に必要な届出書類の作成および支援を行う。

(打合せ)

初回、最終および中間1回を予定している。必要に応じ確認協議を行う。

(管理技術者)

- 1) 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定めなければならない。
- 2) 管理技術者は、次のいずれかの資格を有するものでなければならない。
 - (1) 技術士：上下水道部門（上水道及び工業用水道）
 - (2) R C C M（上水道及び工業用水道）
 - (3) 又は、建設コンサルタント登録規定の解釈及び運用方針（平成15年4月28日建設省規程告示18号）の2-（2）-⑤に掲げる要件に該当する者。部門は上記の部門とする。

(照査技術者)

- 1) 受注者は、成果物の照査を行う照査技術者を定めなければならない。
- 2) 照査技術者は、管理技術者と同等の資格を有する者であり、管理技術者を兼ねることはできない。

(守秘義務)

- 1) 受注者は、発注者より入手した、又は提出した図面、資料などにより知り得た事項及び業務の実施過程で知り得た秘密を第三者にもらしてはならない。
- 2) 受注者は、個人情報を適正に取り扱うこと。

(中立性の保持)

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

第4章 提出書類

(着手時)

- 1) 着手届
- 2) 工程表又は業務計画書
- 3) 技術者届け（仕様書に記載の技術者）

(完了時)

- 1) 完了届
- 2) 完了検査請求書
- 3) 請求書
- 4) 成果品
- 5) その他、指示するもの

(成果品)

成果品については、印刷物のほかウイルスチェック済みの電子データ等を提出するものとする。

- 1) 報告書（A4 サイズ） 3部
- 2) 図面等（A1 サイズ） 3部
- 3) 上記電子データ（CD-R or DVD-R） 1式
- 4) その他、必要に応じ

※報告書は長期保存に耐えうるものとする。

(事後の責務)

成果品の検収後といえども、誤りなどがあった場合には、受注者は責任を持って訂正すること。

第5章 その他

(関連法令及び条例の遵守)

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(安全等の確保)

受注者は、屋外で行う業務の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。